障害緊急対策本部設置要領

改廃履歴

以 発 程 R e v	改 廃 内 容	実 施 日
1. 0	初版	2006. 04. 01
1. 1	副社長就任	2008. 07. 30
1. 2	部署名変更	2009. 09. 01
1.3	附則変更	2009. 09. 15
1. 4	変更履歴の改正	2009. 09. 29
1.5	センター長設置に伴い、センター長報告を追記(障害時の作業分担、障害発生 時の連絡網)、FAX一斉送信を i - FAXに変更(障害発生時の連絡網)	2010. 07. 01
1.6	機構改革、センター長廃止に伴い、企画部、監査部、センター長削除および総務部への機能移管、連絡先変更、iーFAXに変更(障害時の作業分担、障害発生時の連絡網、連絡先、障害 緊急対策本部構成図)	2012. 04. 01
1. 7	ジェイエイバンク電算システム株式会社を農中情報システム(株)に変更	2012. 11. 01
1.8	業務分掌の見直しによる担当部署変更	2013. 05. 24
1.9	業務分掌の見直しによる担当部署変更(障害緊急対策本部構成図)	2013. 10. 01
2.0	センター長設置に伴い、センター長報告を追記(障害時の作業分担、障害発生 時の連絡網)、連絡先の変更(連絡先、障害発生時の連絡網)	2015. 07. 15
3. 0	信連機構改革に伴い、別表 2 『障害発生時の連絡網(全体図)』より信連為替 部を削除	2018. 02. 01
3. 1	ホスト廃止に伴い、別表 2 『障害発生時の連絡網(全体図)』の『障害別連絡 先一覧表』より「ホスト」を「信用補完サーバ」に変更	2020. 06. 15
3. 2	JA窓口連絡班の体制および文書作成基準に沿った体裁の見直し	2022. 02. 10
3. 3	再発防止策の報告先の見直し	2022. 06. 01
3. 4	定期見直し(連絡先、別表 2 (障害発生時の連絡網(全体図))	2023. 01. 01

目 次

1.	目的	1
2.	名称	
3.	設置時期	
4.	設置場所	
5.	運営	
6.	任務	2
7.	連絡網	
8.	解散	
9.	再発防止策	

障害緊急対策本部設置要領

規程番号 0202-0000-02-要制定日 2006年 4月 1日 改正日 2023年 1月 1日

(目的)

1. JASTEMシステム障害および県域システム障害発生時において、回復作業を円滑・迅速 に行い、関連窓口への適切な指示・連絡を行うため障害緊急対策本部を設置する。

当該本部は、対処方法を優先的に検討するとともに、並行して原因追求および回復作業を指示する。

(名 称)

2. この本部は、障害緊急対策本部(以下「対策本部」という)と称する。

(設置時期)

- 3. 対策本部は、次の場合に設置する。
 - (1) 農林中央金庫・農中情報システム(株)から、障害対策本部設置通知を受けたとき。
 - (2) 県域で発見した JASTEMシステムの障害状況が、下記の事項に該当すると判断した とき。
 - ①全 J Aが、全てのシステムを全く使用できない場合
 - ②全 J Aが、 J A S T E M システムの全部または特定業務を全く使用できない場合
 - ③全 J Aが、一部のシステムを全く使用できない場合
 - ④一部 J Aが、システムを全く使用できない場合
 - (3) 県域システムで重大な業務システム障害が発生したとき。または、担当部長が必要と認めたとき。
 - ①対外的に影響を及ぼす障害の場合
 - ②窓口業務処理に影響が大きい障害の場合

(設置場所)

- 4. 対策本部は、次の場所に設置する。
 - (1) 2階コーナー1

(運 営)

- 5. 対策本部は次の構成により組織し、本部長は障害内容により主管部署の責任者(部長)がその任にあたる。また、本部長は対策本部を招集する。
 - (1) 障害緊急対策本部長

障害発生主管部署の部長

(2) 障害緊急対策副本部長

運用部/開発部/推進部/総務部の部長

運用部/開発部/推進部/総務部の担当者

(3) 障害対策チーフ

障害発生主管部署の副部長

(4) 障害復旧班

班長 運用部/開発部/推進部/総務部の副部長

①障害復旧係

障害発生主管部署の担当者

②連絡係

班長 運用部の副部長

(5) JA窓口連絡班

近区 **医**山山// 山山小

①JA窓口連絡・指導係

運用部の担当者

② J A窓口対応係

運用部の担当者

(6) JASTEM窓口班班長 運用部の副部長①JASTEM窓口連絡係運用部の担当者

(任 務)

6. 対策本部の任務は、別表1『障害時の作業分担』のとおりとする。

(連絡網)

7. 障害発生時の連絡網は、別表2『障害発生時の連絡網(全体図)』のとおりとする。

(解散)

8. 本部長は障害が回復した時点で対策本部を解散する。

(再発防止策)

9. 主管部署は、障害の再発を防止することを目的に、予防策を検討し、リスク管理委員会にて 報告する。